

塩尻市地域防災計画 風水害対策編

令和 6 年度修正

新旧対照表

【風水害策編】第1章第3節

新		旧	修正理由・備考
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6 指定地方行政機関		第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6 指定地方行政機関	県の計画に合わせて 追記
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	機関の名称	
<u>(11) 中部地方環境 事務所</u>	<u>ア 有害物資の漏洩及び石綿の飛散防止に關 すること。</u> <u>イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体 制や民間連携の促進に關 すること。</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(12) 関東地方測量部</u>	<u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・ 提供に關すること。</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言 に關すること。</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(13) 第九管区 海上保安部</u>	<u>災害時における救助及び援助に關すること。</u>	<u>(新設)</u>	

【風水害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 風水害に強いまちの形成 h 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u> i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網を図る。また、避難路、緊急輸送<u>道路</u>など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> <u>k</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。	第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 風水害に強いまちの形成 h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>(新設)</u> <u>j</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進 (略) ウ 県が実施する計画（全部局） (ア) 風水害に強いまちの形成 d 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送<u>道路</u>など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は、制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用を円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うように努めるものとする。</u>	(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進<u>都市的土地利用を誘導しないものとする</u>等、風水害に強い土地利用の推進 (略) ウ 県が実施する計画（全部局） (ア) 風水害に強いまちの形成 d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は、制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>(新設)</u>	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正
---	--	---

<u>g</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。	<u>f</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。	県の計画の記載に合わせて修正
--	--	-----------------------

【風水害対策編】第2章第2節

新	旧	修正理由・備考
第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 2 避難誘導体制の整備 (4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本 <u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応 した避難場所であるかを明示するよう努める。	第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 2 避難誘導体制の整備 (4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本 <u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対 応した避難場所であるかを明示するよう努める。	県の計画の記載に 合わせて修正

【風水害対策編】第2章第7節

新	旧	修正理由・備考
第7節 消防・水防活動計画 1 水防計画 (1) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄ほか次に掲げる事項 a 重要水防区域周辺の<u>立竹木</u>、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認	第7節 消防・水防活動計画 1 水防計画 (1) 実施計画 ア 市が実施する計画 (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄ほか次に掲げる事項 a 重要水防区域周辺の<u>竹立木</u>、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認	県の計画の記載に合わせて修正

【風水害対策編】第2章第11節

新	旧	修正理由・備考
第11節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、予測がつかない災害形態と大規模かつ長期にわたる避難活動が予想されるため、避難場所や避難経路、避難所の運営など、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内<u>や</u>土砂災害警戒<u>等の区域</u>内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。 (2) 実施計画 ア 市及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画 （エ） 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域<u>等の区域内</u>の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。 （略） （カ） 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。 イ 市が実施する計画	第11節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、予測がつかない災害形態と大規模かつ長期にわたる避難活動が予想されるため、避難場所や避難経路、避難所の運営など、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内、<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。 (2) 実施計画 ア 市及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画 （エ） 浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害警戒区域<u>内等</u>の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。 （略） （カ） 市<u>及び県</u>は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>自宅療養者の災害時の</u>対応に関する<u>問い合わせ窓口等</u>の情報を提供するものとする。 イ 市が実施する計画	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正

に努め、要配慮者にも配慮する。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 (略) (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。	慮者にも配慮する。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 (略) (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	県の計画の記載に合わせて修正
---	--	-----------------------

【風水害対策編】第2章第2.4節

新	旧	修正理由・備考
第2.4節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取り組み 2 土砂災害特別警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。 地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推移する。 4 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。	第2.4節 土砂災害等の災害予防計画 第2 主な取り組み 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。 地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推移する。 4 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、市民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正

【風水害対策編】第2章第2.7節

新	旧	修正理由・備考
第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画 第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (エ) 一次緊急輸送<u>道</u>路、二次緊急輸送<u>道</u>路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)	第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画 第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備 (2) 実施計画 イ 県が実施する計画 (エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)	県の計画の記載に合わせて修正

【風水害対策編】第2章第3 1 節

新	旧	修正理由・備考
第3 1 節 二次災害の予防計画 第2 主な取組み 4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握及び緊急点検体制の整備に努める。	第3 1 節 二次災害の予防計画 第2 主な取組み 4 土砂災害危険箇所の把握及び緊急点検体制の整備に努める。	県の計画の記載 に合わせて修正

【風水害対策編】第2章第3.2節

新	旧	修正理由・備考
第3.2節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 市民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 下記イ(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。 a 各地域における避難対象地区、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識 (略) イ 県が実施する計画（全部局） (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。 (略) r 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識	第3.2節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 市民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア 市が実施する計画 (ア) 下記イ(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。 a 各地域における避難対象地区、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識 (略) イ 県が実施する計画（全部局） (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。 (略) r 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正

【風水害対策編】第2章第39節

新	旧	修正理由・備考
第39節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 3 県が実施する計画 (2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成するものとする。(林務部) (3) <u>土砂災害警戒区域等の繰り返し調査</u>を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行うものとする。(建設部)	第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測 第3 計画の内容 3 県が実施する計画 (2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、<u>危険箇所に関する</u>データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成するものとする。(林務部) (3) <u>土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査</u>を実施し、<u>危険箇所に関する</u>データの蓄積を行うものとする。(建設部)	県の計画の記載に合わせて修正

【風水害対策編】第3章第1節

新	旧	修正理由・備考
第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 警報等の伝達活動 (2) 実施計画 イ 特別警報以外の気象警報発表時の対応 (イ) 県が実施する対策 a 勤務時間内における取扱 (b) 庁内放送の実施 すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した<u>広報・共創推進課</u>は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知するものとする。 (略) ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応 (イ) 県が実施する対策 長野地方气象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市へ電話連絡するとともに、発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市に通知するものとする。 また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努めるものとする。 (略)	第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 警報等の伝達活動 (2) 実施計画 イ 特別警報以外の気象警報発表時の対応 (イ) 県が実施する対策 a 勤務時間内における取扱 (b) 庁内放送の実施 すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した<u>広報県民課</u>は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知するものとする。 (略) ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応 (イ) 県が実施する対策 長野地方气象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市へ電話連絡するとともに、発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市に通知するものとする。<u>併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに市への着信確認を行うものとする。</u> また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努めるものとする。 (略)	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正

警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

大雨及び洪水警報・注意報発表基準

別表 1

大雨警報基準（令和5年6月8日現在）

	浸水害 表面雨量指数基準	土砂災害 土壌雨量指数基準
松本地域 塩尻	11	105
木曽地域 檜川	9	133

別表 2

洪水警報基準（令和5年6月8日現在）

	流域雨量指数 基準	複合基準＊1	指定河川洪水 予報 による基準
松本地域 塩尻	田川流域 =11.4 矢沢川流域 =5.3 小曾部川流域 =6.8	矢沢川流域= (6, 4.7) 奈良井川流域= (6, 16.7)	信濃川水系奈 良井川 [琵琶橋・新 橋]
木曽地域 檜川	奈良井川流域 =12.9	—	—

別表 3

大雨注意報基準（令和5年6月8日現在）

	浸水害 表面雨量指数基準	土砂災害 土壌雨量指数基準
松本地域 塩尻	5	85

警報・注意報発表基準一覧表（令和4年5月26日現在）

大雨及び洪水警報・注意報発表基準

別表 1

大雨警報基準（令和4年5月26日現在）

	浸水害 表面雨量指数基準	土砂災害 土壌雨量指数基準
松本地域 塩尻	11	117
木曽地域 檜川	9	121

別表 2

洪水警報基準（令和4年5月26日現在）

	流域雨量指数 基準	複合基準＊1	指定河川洪水 予報 による基準
松本地域 塩尻	田川流域 =11.4 矢沢川流域 =5.3 小曾部川流域 =6.6	矢沢川流域= (6, 4.7) 奈良井川流域= (6, 16.7)	信濃川水系奈 良井川 [琵琶橋・新 橋]
木曽地域 檜川	奈良井川流域 =12.8	—	—

別表 3

大雨注意報基準（令和元年5月29日現在）

	浸水害 表面雨量指数基準	土砂災害 土壌雨量指数基準
松本地域 塩尻	5	94

県の計画の記載
に合わせて修正

県の計画の記載
に合わせて修正

県の計画の記載
に合わせて修正

県の計画の記載
に合わせて修正

木曽地域 檜川	6	106
---------	---	-----

別表 4

洪水注意報基準（令和5年6月8日現在）

	流域雨量指数 基準	複合基準＊1	指定河川洪水予 報 による基準
松本地域 塩尻	田川流域=9.1 矢沢川流域 =4.2 小曾部川流域 =5.4	矢沢川流域= (6, 4.2) 奈良井川流域= (5, 14.8)	信濃川水系奈良 井川 [琵琶橋・新 橋]
木曽地域 檜川	奈良井川流域 =10.3	—	—

(略)

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
(略)	
大雨警報（浸水 害）の危険度分 布（浸水キキク ル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高 まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに 5段階に色分けして示す情報。1時間先までの 表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更 新しており、大雨警報（浸水害）等が発表され たときに、どこで危険度が高まるかを面的に確 認することができる。
洪水警報の危険	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小

木曽地域 檜川	6	105
---------	---	-----

別表 4

洪水注意報基準（令和4年5月26日現在）

	流域雨量指数 基準	複合基準＊1	指定河川洪水予 報 による基準
松本地域 塩尻	田川流域=9.1 矢沢川流域 =4.2 小曾部川流域 =5.2	矢沢川流域= (6, 4.2) 奈良井川流域= (5, 14.8)	信濃川水系奈良 井川 [琵琶橋・新 橋]
木曽地域 檜川	奈良井川流域 =10.2	—	—

(略)

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
(略)	
大雨警報（浸水 害）の危険度分 布（浸水キキク ル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高 まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに 5段階に色分けして示す情報。1時間先までの <u>雨量分布及び</u> 表面雨量指数の予測を用いて常 時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害） 等が発表されたときに、どこで危険度が高まる かを面的に確認することができる。
洪水警報の危険	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小

県の計画の記載
に合わせて修正

県の計画の記載
に合わせて修正

度分布（洪水キ キクル）	河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害 発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川 流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示 す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を 用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報 等が発表されたときに、どこで危険度が高まる かを面的に確認することができる。	度分布（洪水キ キクル）	河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害 発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川 流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示 す情報。3 時間先までの <u>雨量分布及び</u> 流域雨量 指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新してお り、洪水警報等が発表されたときに、どこで危 険度が高まるかを面的に確認することができる。		県の計画の記載 に合わせて修正
<u>危険度分布（キ キクル）の色が 持つ意味</u>	<u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の 安全を確保する必要があるとされる脅威レベ ル 5 に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要が あるとされる脅威レベル 4 に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難 する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リス クの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確 認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>	<u>（新設）</u>			県の計画の記載 に合わせて修正
(略) (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈 な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析 （気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせられた分析）され、か つ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合 に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1 時 間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情		(略) (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の 「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないよう な猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測） 又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせられた分析）さ れたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基 準は、1 時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときであ			県の計画の記載 に合わせて修正

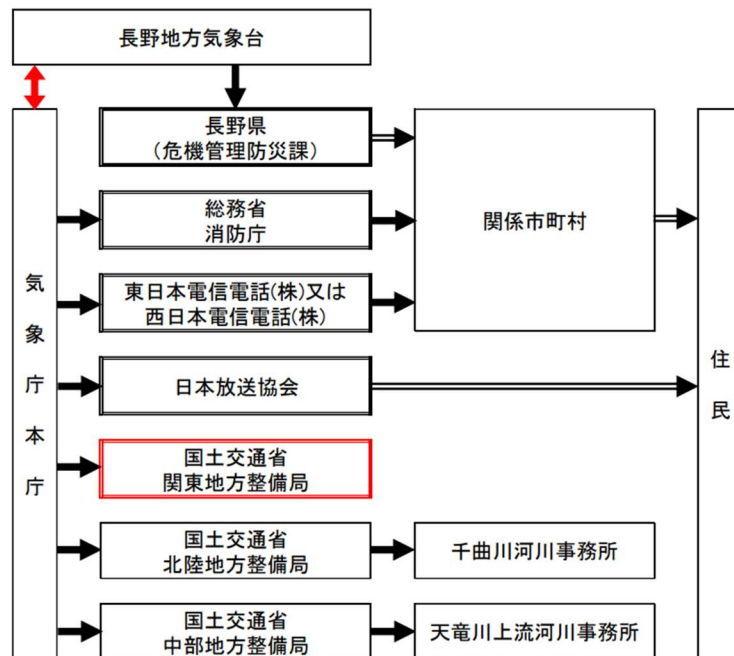
報が発表されたときは、土砂災害~~等~~及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（略）

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは

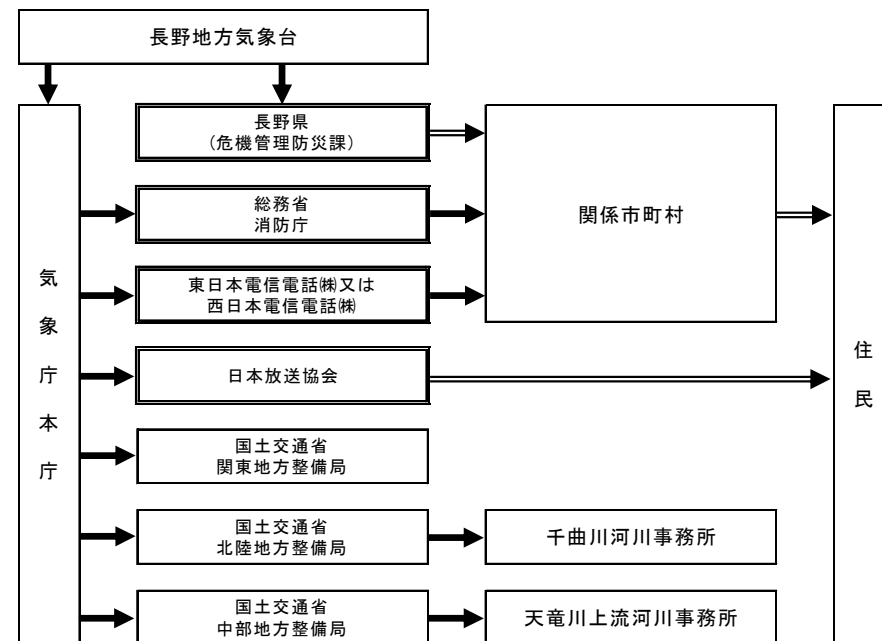
る。この情報が発表されたときは、土砂災害~~等~~及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（略）

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2第2項及び第4項及び第5項によ

県の計画の記載
に合わせて修正

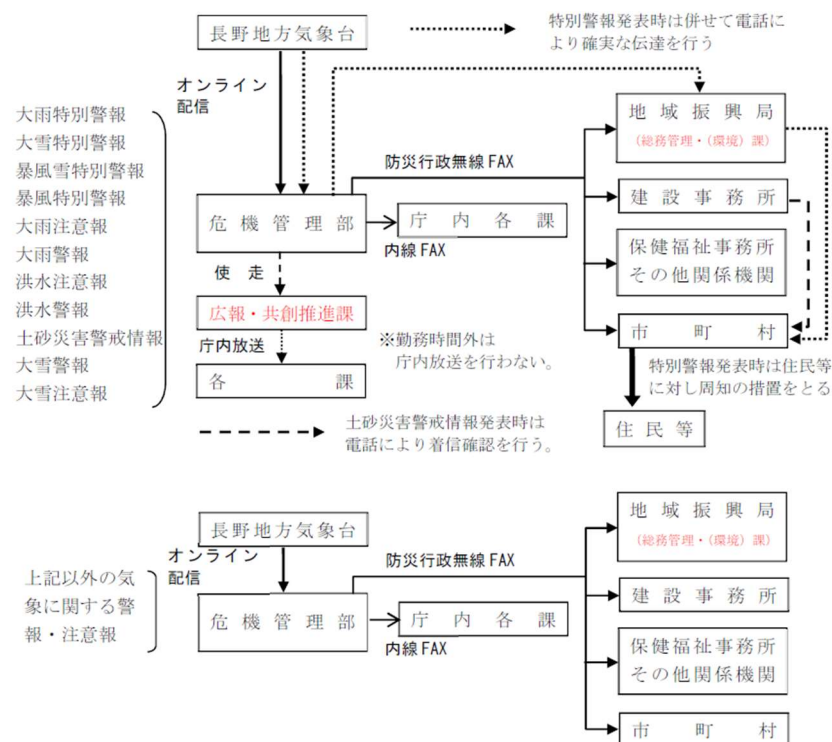
県の計画の記載
に合わせて修正

周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(削除)

(略)

(3) 伝達系統図

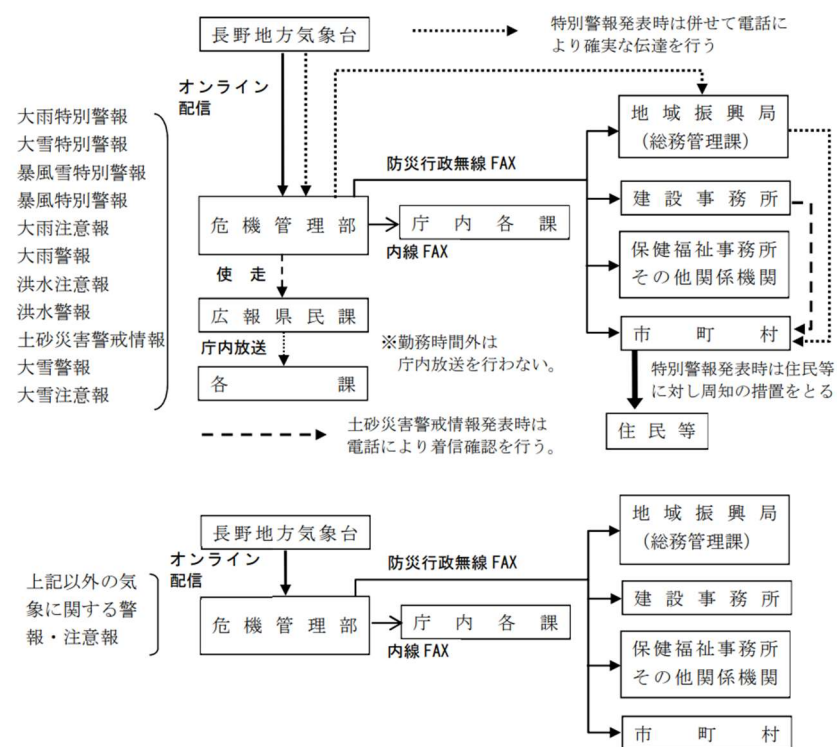


て、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。

(略)

(3) 伝達系統図



県の計画の記載
に合わせて修正

【風水害対策編】第3章第12節

新	旧	修正理由・備考
第12節 避難受入及び情報提供活動 第1 基本方針 風水害発生時には、浸水、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者対策を十分考慮し、計画を作成しておくものとする。 特に浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区内の要配慮者関連施設については、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たって、これらの施設に十分配慮するものとする。 <u>(削除)</u> 第2 主な活動 1 <u>市長等は</u>適切に<u>避難指示等</u>を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。 <u>(略)</u> 5 <u>市及び県は、</u>広域的な避難が必要な場合は、<u>相互に連携し、</u>速やかな避難の実施に努める。 第3 活動の内容	第12節 避難受入及び情報提供活動 第1 基本方針 風水害発生時には、浸水、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者対策を十分考慮し、計画を作成しておくものとする。 特に浸水想定区域、<u>土砂災害危険箇所・</u>土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区内の要配慮者関連施設については、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たって、これらの施設に十分配慮するものとする。 また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促す。 第2 主な活動 1 <u>避難指示等を発令する際は、</u>適切に<u>避難情報</u>を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。 <u>(略)</u> 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 第3 活動の内容	県の計画の記載に合わせて修正 県の計画の記載に合わせて修正

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

(略)

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等
(警戒レベル)

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

河川水位や雨の情報  
(警戒レベル相当情報)

防災気象情報 (警戒レベル相当情報)	
浸水の情報 (河川)	土砂災害の情報 (雨)
5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4 相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2 相当 氾濫注意情報	——
1 相当 ——	——

## (2) 実施計画

### ア 実施機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第56条	災害全般
	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事またはその命 を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法 第25条	洪水及び地 すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般 #
緊急安全確保	自衛官	自衛隊法第94条	#
	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
指定避難所の開設、受入	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
	市長		

# 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

## (1) 基本方針

(略)

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促す。

## (2) 実施計画

### ア 実施機関

震災対策編第3章第11節「避難受入及び情報提供活動」を参照。

県の計画の記載  
に合わせて削除

県の計画の記載  
に合わせて修正

イ 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>の意味   「高齢者等避難」とは… <u>災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。</u>   「避難指示」とは… 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要な居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。</u>   <u>「緊急安全確保」とは… 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことよりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</u>	イ 高齢者等避難、避難指示の意味   「高齢者等避難」とは… 人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。   「避難指示」とは… 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>発せられ、市民を</u>避難のため<u>立ち</u>退きを指示することをいう。   <u>（新設）</u>	県の計画の記載に合わせて修正
ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等   (ア) 市長、消防局長又は消防長の行う措置   a 高齢者等避難   災害のリスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支線する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の	ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等   (ア) 市長、消防局長又は消防長の行う措置   <u>b</u> 高齢者等避難   <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に</u>必要があると認めるときは、<u>上記 a</u> の地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、高齢者等避難を<u>伝達</u>するものとする。	県の計画の記載に合わせて修正

地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。   (a) 長野県地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域   (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水警報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域   (c) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域   また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。	<u>(新設)</u>   <u>(新設)</u>   <u>(新設)</u>   <u>(新設)</u>	県の計画の記載に合わせて修正
<u>b</u> 避難指示   災害時において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、</u>次の地域の居住者等に対し、避難指示を<u>発令する</u>ものとする。   <u>(削除)</u>	<u>a</u> 避難指示   災害時において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、<u>避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示を行うものとする。</u>   <u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</u>   <u>なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u>   <u>(a)</u> 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域	県の計画の記載に合わせて修正

<u>(a)</u> 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）   <u>(b)</u> 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域   <u>(c)</u> 河川が<u>氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される</u>地域   <u>(d)</u> 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断され<u>る</u>地域   <u>(e)</u> 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域   <u>(f)</u> 地すべりにより著しい危険が切迫している地域   <u>(g)</u> 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域   <u>(h)</u> 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域   <u>(i)</u> 避難路の断たれる危険のある地域   <u>(j)</u> 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域   <u>(k)</u> 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域   <u>c</u> <u>緊急安全確保</u>  <u>居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等</u>	<u>(b)</u> 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域   <u>(c)</u> 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等）   <u>(d)</u> 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報</u>）が発表され、避難を要すると判断される地域   <u>(e)</u> 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断され<u>た</u>地域   <u>(f)</u> 河川が<u>氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある</u>地域   <u>(g)</u> 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域   <u>(h)</u> 地すべりにより著しい危険が切迫している地域   <u>(i)</u> 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域   <u>(j)</u> 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域   <u>(k)</u> 避難路の断たれる危険のある地域   <u>(l)</u> 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域   <u>(m)</u> 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域   <u>(新設)</u>	県の計画の記載に合わせて修正   県の計画の記載に合わせて修正
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。   (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域   (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域   なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。   <u>d</u> 報告（災害対策基本法第 60 条） （略）   エ 避難指示等の時期 上記ウ（ア）に記載する地域に災害が発生し、又は発生すると予想され、生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。   オ 避難指示等の内容 避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にするものと	<u>c</u> 報告（災害対策基本法第 60 条） （略）   エ 避難指示等の時期 上記ウ（ア）(a)～(m)に該当する地域に災害が発生し、又は発生すると予想され、生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。   オ 避難指示や高齢者等避難の内容 避難指示を行うに際して、次の事項を明確にするものとす	県の計画の記載に合わせて修正
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

する。	る。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。	
-----	---------------------------	--

新	旧	修正理由・備考
第30節 建築物災害応急活動   第3 計画の内容   1 建築物   (2) 実施計画   イ 県が実施する対策   (イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行うものとする。   なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（建設部）	第30節 建築物災害応急活動   第3 計画の内容   1 建築物   (2) 実施計画   イ 県が実施する対策   (イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援調整を行うものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。（建設部）	県の計画の記載に合わせて修正